

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 10 月 16 日

株式会社アイグロープ

代表取締役社長 宮城 勤

問合せ先： 03-6447-7663

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、経営の効率性の追求と健全性の確保により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を重要課題と位置づけております。

こうした認識のもと、業務分掌の実施や規程の整備等により内部統制を強化するとともに、随時体制の見直しを実施し、企業価値の最大化を図ることに取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 I G ホールディングス	520,000	100.0

支配株主名	株式会社 I G ホールディングス
-------	-------------------

親会社名	なし
------	----

補足説明

株式会社 I G ホールディングスは当社代表取締役社長である宮城勤の資産管理会社であります。
--

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主等との間で取引が発生する場合には、取引理由及びその必要性、取引条件の妥当性等について、取締役会において予め十分に審議の上で意思決定を行い、少数株主の利益を損なうことのないよう対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松井 慶	税理士											
水関 寿量	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井 慶	—	—	税理士としての経験及び 知見を有しており、客観 的・専門的な視点から当 社の経営の監督強化を期 待し選任しております。
水関 寿量	—	—	弁護士としての経験及び 知見を有しており、客観 的・専門的な視点から当 社の経営の監督強化期待 し選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人を設置しておりませんが、内部監査人と監査役及び監査法人は、定期的に合同 会合を開催し、又は個別開催により監査計画、監査結果等の意見交換を行い、三様監査の相互連携を 図っております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている 人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安達 亮二	他の会社の出身者													
湯山 正洋	他の会社の出身者													
加悦 正史	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安達 亮二	—	—	複数企業の会社役員の経験を有しており、幅広い知見から当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけることを期待して、社外監査役として選任しております。
湯山 正洋	—	—	公認会計士としての知見を有しているほか、監査法人での会計監査業務、証券会社での引受審査業務、並びにコンサルティング会社での上場支援業務の経験を有しており、当社の経営全般に対する客観的かつ適正な監査・

			牽制機能を果たしていた だけのものと期待し選任 しております。
加悦 正史	—	—	公認会計士及び税理士と しての専門的な経験並び に高度な知見を有してい るほか、他社の社外監査 役としての豊富な経験及 び経営全般にわたる業務 監査の実績を有してお り、会計及び税務に関す る専門的見地からの監督 のみならず、経営全般に 対する客観的かつ適正な 監査・牽制機能を期待し て選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な企業価値向上のためのインセンティブ付与を主な目的として導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高めるため、また、優秀な人材を確保するためにストックオプションを付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では取締役報酬の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、株主総会で決定された取締役の報酬額の総額内において、各取締役の役位、職責、在任年数、従業員とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績並びに当社業績等を総合的に踏まえて取締役会で議論の上決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

—

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役2名）で構成され、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令又は定款に定める事項及び「取締役会規程」に基づき、経営上の業務執行の基本事項について決定するとともに、その執行を監督しております。

(2) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、社外監査役3名を置いております。監査役は、「監査役会規程」「監査役監査規程」に基づき、取締役の業務執行状況を監査しております。

また、監査役は取締役会その他重要な会議に参加するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っており、内部監査人及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(3) 管理者会議

当社の管理者会議は、原則として業務執行取締役及びスキルリード、ユニット長、常勤監査役、内部監査人をもって構成されております。毎月1回以上開催するものとし、「管理者会議規程」に定められた運営方法に従って、業務執行方針の協議、業務執行状況の共有、月次報告（財務報告・営業報告）、及び取締役会決議事項等について審議・協議を行っております。

(4) 会計監査

当社は、監査法人アヴァンティアと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けるとともに、会計上の課題について適時協議の上、適正な会計処理に努めております。なお2025年9月期において監査を執行した公認会計士は加藤大佑氏、渡部幸太氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名その他4名であります。

なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(5) 内部監査

当社では内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、代表取締役社長が任命した内部監査責任者が「内部監査規程」に基づき、自己の属するユニットを除く全ユニットの内部監査を実施しております。内部監査人が所属するユニットについては、代表取締役社長が別ユニットから担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。

内部監査は、年間内部監査計画に基づき、全ユニットを網羅するよう内部監査を実施しております。

なお、監査結果は代表取締役社長、取締役会及び監査役に報告し、報告の結果、改善の必要がある場合には被監査ユニットに対して改善指示を行い、業務の適正な運営及び能率の増進や内部統制強化を図っております。

(6) リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長として、常勤取締役、常勤監査役、ユニット長により構成され、原則として四半期に一度開催しております。同委員会は、「リスク・コンプライアンス規程」の定めに基づき運営され、役職員のコンプライアンス意識を高めるための取り組みを行っております。また、リスク・コンプライアンスに関する管理体制を

構築するとともに、運用状況を把握することで、リスクの顕在化の防止及びリスク発生時の対処を行う体制の構築、強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当該機関設計を採用する理由としては、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社事業内容や内部情報に精通している社内取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される取締役会、社外監査役を含む監査役による経営監視体制による企業統治体制が適切と判断しているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、開示情報や決算情報、発行者情報についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	業務ユニットをIR担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後検討すべき事項であると考えておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況の報告を受けるものとする。
 - ・監査役は監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を行う。
 - ・内部監査担当者は、当社における法令、規程の遵守状況等の監査を行う。
 - ・「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、法令、定款、規程及び社会規範の遵守に取り組む。
 - ・社内及び社外の第三者機関を通報窓口とした内部通報体制を構築し、法令や定款に違反する行為、又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他業務執行に関わる重要な情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し適切に保管及び管理する体制を構築する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するよう努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる体制とする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款で定める事項及び重要な業務執行の決定を行うとともに、代表取締役社長、業務執行取締役、ユニット長による管理者会議等を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - ・業務執行については、規程・マニュアル等に基づき、業務執行取締役又はユニット長等に権限を委譲し、職務の執行の迅速性、効率性を確保するとともに、業務執行責任を明確化する。
 - ・当社は、中期経営計画及び年度予算に基づき、目標達成のために活動し、取締役会における定期的な報告による進捗確認及び経営効率の改善及び向上を図る。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合は、監査役と協議して配置することとする。
 - ・補助すべき使用人は、監査役会事務局付の発令を受け、監査役の指揮命令に従いその職務を行うこととする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、評価等については監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は、取締役会以外に管理者会議等の業務執行の重要な会議へ必要に応じて出席しており、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることができる体制を構築している。取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告することとする。
- (9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- (10) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他のその職務の執行について生ずる費用又は債務の負担の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用又は債務が、監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかにこれを支払うこととする。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制となっている。会計監査を依頼している監査法人及び内部監査担当者とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制となっている。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 「反社会的勢力等排除規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び従業員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力等排除規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び従業員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しております。

社内での調査体制として、責任者を業務ユニット長とし、新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年1回、反社チェックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むものとしております。

V. その他

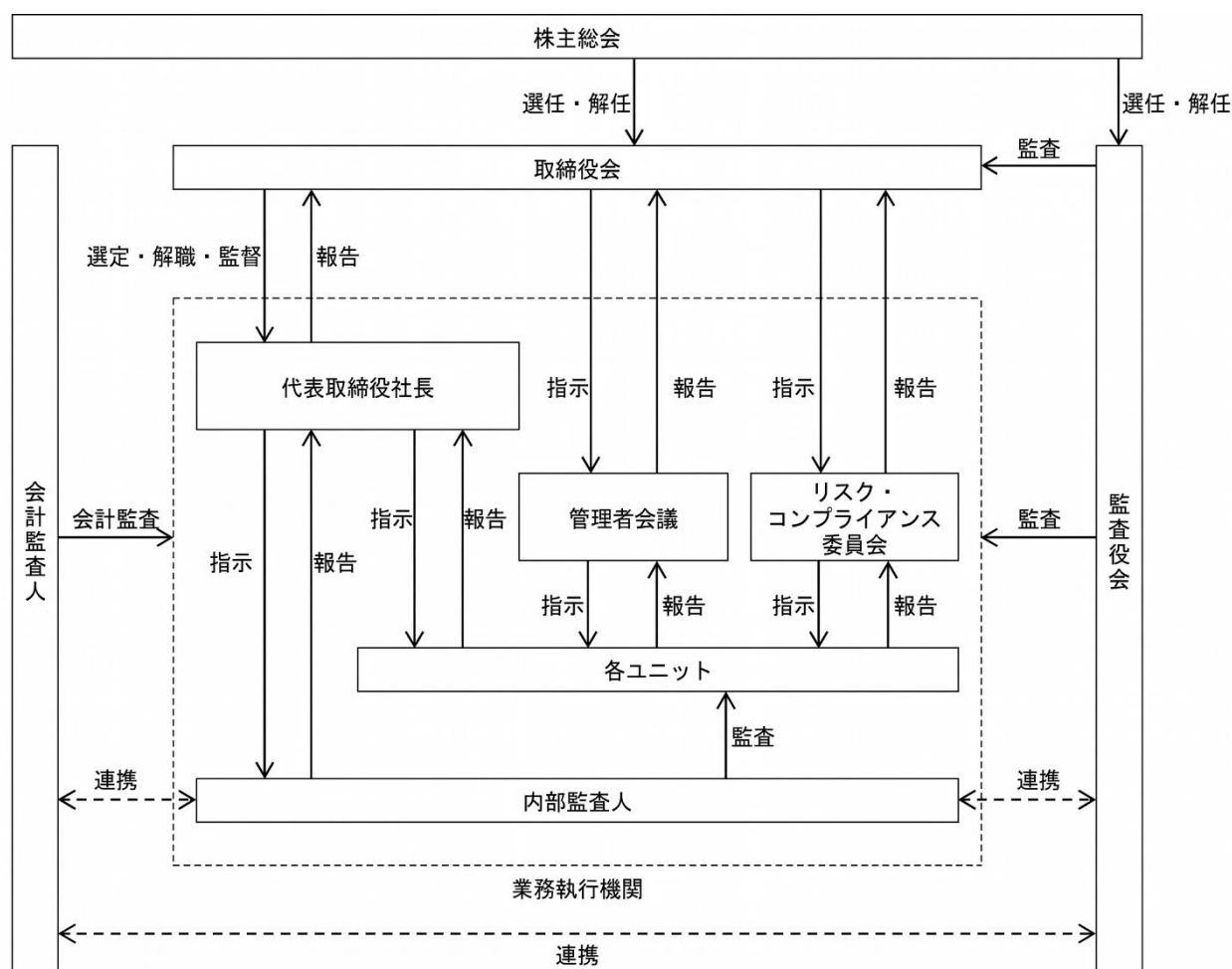
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

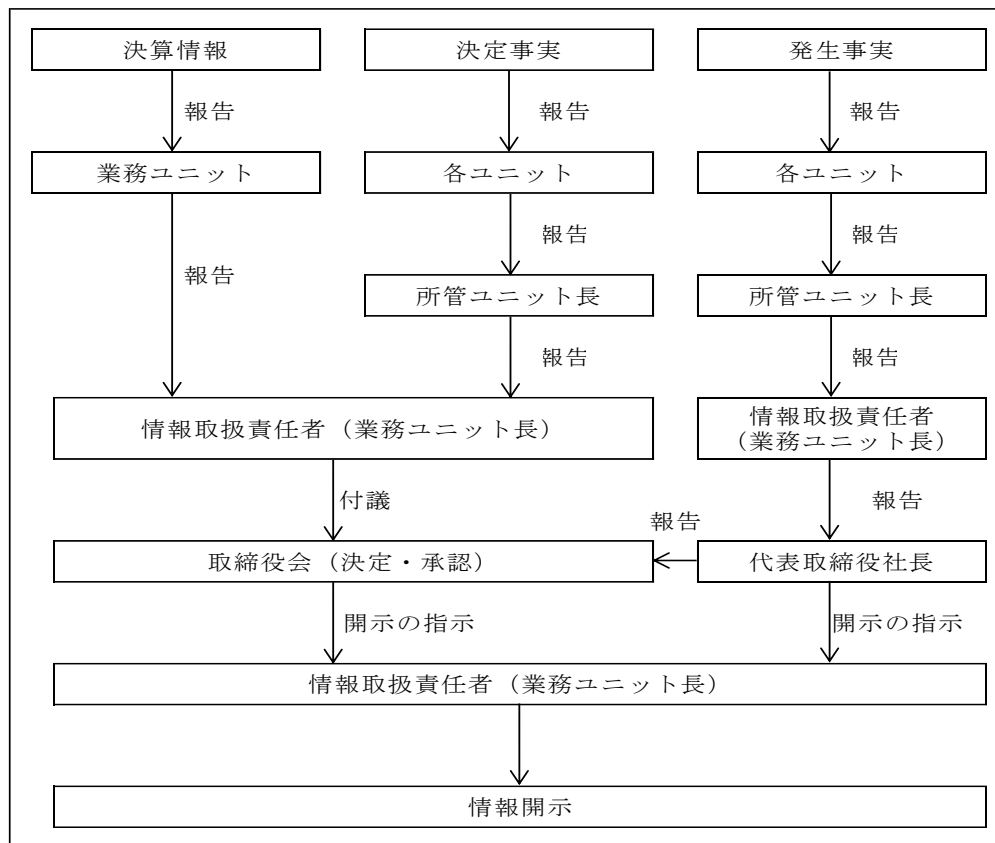
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは次の通りであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上